

鎌倉市人口ビジョン及び鎌倉市版総合戦略
策定支援委託業務

公募型プロポーザル実施要領

鎌倉市 政策創造課

1 趣旨

現在、我が国では少子高齢化の進行に合わせ人口減少時代の局面を迎えており、国では、人口減少による消費・経済力の低下による経済への負担を懸念し、「まち・ひと・しごと創生」と銘打ち、長期ビジョン及び総合戦略を平成 26 年 12 月に策定しました。この中では、東京圏への人口の一極集中の是正、若い世代の出産・子育てへの希望を実現することで出生率の改善に努め、人口減少に歯止めをかけることが必要であるとされており、各自治体において、それぞれの地方人口ビジョン及び地方版総合戦略の策定を求めています。

鎌倉市においても、少子高齢化は進行し、既に人口減少の局面となっており、第 3 次鎌倉市総合計画第 3 期基本計画においても、市の人口について年齢構成バランスに配慮し、総人口の緩やかな減少に留めることを目指しています。この局面を打開していくに当たっては、全市的及び戦略的に課題解決に取り組んでいく必要があることから、国の要請どおり、人口ビジョン及び総合戦略の策定が必要であるととらえ、平成 27 年度中の策定を目指すものです。

この事業の実施に当たり、人口の現状分析、将来展望の導出に係る調査、総合戦略の策定における KPI の策定などについて、知識、技術、経験等を有する事業者を豊富な経験と高い専門知識を有する事業者の支援が必要となることから、提案された企画等を一定の基準で評価選定する「公募型プロポーザル」を実施しようとするものです。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名 鎌倉市人口ビジョン及び鎌倉市版総合戦略策定支援委託業務
- (2) 業務内容 別紙「鎌倉市人口ビジョン及び鎌倉市版総合戦略策定支援委託業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期限 平成 28 年 3 月 31 日（月）
ただし、各成果物等の納期限は契約締結時に別途定めます。
- (4) 事業費限度額 7, 5 6 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 委託事業者選定方法

公募によるプロポーザル方式

4 担当課

鎌倉市政策創造課（担当：平澤）

所在地 〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10

電話：0467-23-3000（内線 2792）

メールアドレス souzo@city.kamakura.kanagawa.jp

ホームページ URL <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>

※お問い合わせについては土曜日、日曜日及び祝日等の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前 9 時から 12 時、午後 1 時から 5 時まで受け付けています。

※このプロポーザルは鎌倉市政策創造課が実施しますが、委託業務の実施においては、経営企画課との共同で事務を進めることとなります。

5 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

- (1) 平成17年度から平成26年度の間、地方自治体より人口推計業務及び総合計画、都市マスタープラン等の計画策定支援業務を受託し、完了した実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく鎌倉市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) このプロポーザル方式実施の公告の日から委託業務契約締結の日までの間のいずれの日においても、鎌倉市入札指名停止等取扱基準（平成21年）の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (5) 鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月条例第11号）第2条第2号、第4号又は第5号に該当しないこと。

6 全体スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は以下のとおりです。

内 容	期 間 等
公募の開始	平成27年6月4日（木）午前9時から市ホームページにて提出書類等のダウンロードができます。
参加申し込み	平成27年6月4日（木）午前9時から平成27年6月18日（木）午後5時まで
質問の受付 （電子メール）	平成27年6月4日（木）午前9時から平成27年6月11日（木）午後5時まで ※メール送信後、政策創造課に送信確認の電話をしてください。 ※質問の回答は、平成27年6月15日（月）までに鎌倉市ホームページ上で公開します。
提案書等の提出（持参）	平成27年6月4日（木）から平成27年6月18日（木）までの休日を除く午前9時から午後5時までに政策創造課に持参してください。
プレゼンテーション	平成27年6月25日（木）を予定
結果通知	平成27年6月29日（月）の午後5時までに、プレゼンテーション参加事業者全員に審査の結果を電子メールにて通知します。

7 質問の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票（様式1）（以下「様式1」という。）」を提出してください。

(1) 受付期間

平成27年6月4日（木）午前9時から平成27年6月11日（木）午後5時まで

(2) 提出方法

「様式2」に必要事項を記入し、電子メールに添付して「政策創造課」へ提出してください。電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問（事業者名）」としてください。メール送信後「政策創造課」に送信確認の電話をしてください。電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）については回答いたしません。送信する電子メール及び電子メールに添付する書類は、コンピュータウイルス対策処理を実施し送信してください。

※政策創造課メールアドレス：souzo@city.kamakura.kanagawa.jp

(3) 回答

質問及びその回答の内容は、平成27年6月15日（月）までに鎌倉市ホームページ上にて公開します。

8 参加申し込み及び提案書等の提出

このプロポーザルに参加する場合は、「公募型プロポーザル参加申込書（様式1）（以下、「様式2」という。）」以下のとおり審査に必要な書類（以下「提出書類」という。）を提出してください。

(1) 提出期間

平成27年6月4日（木）から平成27年6月18日（木）までの休日を除く午前9時から午後5時まで

(2) 提出書類

提出書類は以下のとおりです。

	提出書類	注意事項
①	公募型プロポーザル届出書 兼 誓約書	指定様式による（様式2）（1部） 事業者印及び代表者印を押印したもの
②	提案書	業務仕様書に基づく自由様式（11部） 提案内容のほか、 ・見積り金額 ・見積り金額積算根拠 ・業務工程表 を含めることとしてください。 なお、業務工程表については、任意様式としますが、様式5を参照し作成してください。
③	業務経歴書（過去10年間）	自由様式による（様式3）（11部）
④	実施体制調書	指定様式による（様式4-1）（11部）
⑤	配置予定者調書 （管理責任者・担当者）	指定様式による（様式4-2）（11部）
⑧	見積書	A4判（縦297mm×横210mm・任意様式）（2部） ※業務名称、消費税及び地方消費税を除いた価格及び税込み価格を記載してください。

⑩	その他	実績契約書の写し・会社概要等のパンフレット・法人登記履歴事項全部証明書
---	-----	-------------------------------------

※ プレゼンテーション及び採点は匿名で実施しますので、②～⑤の提出資料へは、事業者名や、事業者が特定できるような記述を行わないようにしてください。

※ また、②～⑤の提出資料は、記載の順番にひとつにまとめて提出してください。

9 選考基準及び選考方法

(1) 選考における評価基準

別紙「選考基準」のとおり

(2) 選考方法

市で設置する選考委員会（関連課職員 5 名以下により構成）において事業者からの提案を評価・選考します。選考委員会において、各委員の評価点と見積額の評価点を合計した得点の最も高い事業者を本業務の契約予定事業者として決定します。最高得点に同数が出た場合は見積額がより廉価であった事業者を契約予定事業者とし、さらに見積額が同額であった場合は、委員会の合議により決定します。なお、選考にあたっては最低基準を設けるものとし、その基準を上回ることを要件とします。

また選考にあたっては最低基準を設け、これを満たさない提案を行った事業者とは契約を行わず、すべての企画提案が最低基準を満たさなかった場合、再度公募を行うものとします。

(3) プレゼンテーション実施日

平成27年 6 月25日（木）を予定

(4) プレゼンテーション会場等

日時及び場所等の詳細については別途連絡します。

(5) プレゼンテーション出席者

3 名以内。管理責任者となる方は必ず出席し、担当者となる方も、最低 1 名出席してください。

(6) プレゼンテーション時間等

20分以内のプレゼンテーションの後、提出書類の内容等に関する質疑応答（10分程度）を行います。なお、プレゼンテーション時にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、「政策創造課」に事前に連絡し相談することとし、プロジェクター・スクリーンを除く機器については、参加事業者において用意し、持ち込むことを基本とします。

なお、プレゼンテーション時間・方法については、プロポーザル参加事業者数により変更することがあります。

10 結果の通知

選考結果については、平成27年 6 月29日（月）の午後 5 時までに、プレゼンテーション参加事業者全員に審査の結果を電子メールにて通知します。

11 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) プレゼンテーションに参加しなかった場合

- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、委員長が失格であると認めた場合

11 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類の提出後の修正または変更は一切認めません。
- (3) 提出書類の「実施体制調書（様式4-1）」に記載する管理責任者及び担当者（以下「管理責任者等」という。）は、このプロポーザル方式実施の公告の日以前に参加事業者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとします。また、鎌倉市と契約を締結する事業者は予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については死亡、傷病、退職等のようなやむを得ない場合を除き、これを認めないものとします。
- (4) 鎌倉市と契約を締結する事業者は、提出書類の「業務工程表（任意様式）」に記載する内容を基に鎌倉市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、鎌倉市の許可なく業務行程の変更はできないものとします。
- (5) 提出書類の著作権は参加事業者に帰属します。ただし、鎌倉市がこのプロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (6) 提出された書類は返却しません。
- (7) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、鎌倉市情報公開条例（平成13年9月条例第4号）に基づき提出書類を公開することがあります。
- (8) この委託業務の契約においては、契約書の作成を必要とします。当該契約書には、再委託の禁止に関する定めを設けるものとします。
- (9) この実施要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、鎌倉市財務規則（平成7年規則第34号）等関係法令等の定めるところによります。